2026年10月募集以降

NEW

無選択型終身保険（低解約払戻金型）

# みどりの終身 メモリアルⅢ for Youth フォーユース

対象年齢　満18歳～29歳

**保険料払込期間　10年**

**保険料払込期間　20年**

保険金額 100万円

一生涯保障



※この商品の正式名称は「みどりの終身 メモリアルⅢ」です。「for Youth（フォーユース）」は愛称です。

- 健康状態にかかわらずお申し込みいただけます。
  持病や入院・手術の経験があっても、「もしものとき」を一生涯保障
- 医師による診査や告知書の提出不要

安心の未来を託す。
みどり生命

# 不意の出費の際に資金活用ができる保険です！

## Point 1

### 健康に不安があってもお申し込みいただける保険です。告知書の記入や医師の診査を受けていただく必要がないので、手続きがとても簡単です。



持病や「がん」などの既往症があっても、病気での通院中・治療中・入院歴・大きな手術の前後でもお申し込みいただけます。

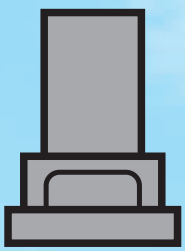
※無選択型の保険は選択型の保険と比較して、保険料が割高になっています。

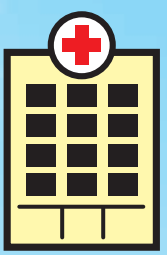
## Point 2

### 万一の保障（死亡保障）が一生涯にわたって続きます。

人が亡くなるとご葬儀費用や整理資金が必要になります。生命保険に加入していなければ、遺されたご家族がご葬儀費用、未払いの医療費、クルマのローン等を肩代わりすることになります。配偶者さま、お子さま、お父さま・お母さま…ご家族への思いを保険であらわすことはとても大切なことです。

※死亡時の保障のみで高度障害状態になられた時の保障はありません。


ご葬儀費用


未払いの医療費


クルマのローン


カードローン

など…

## Point 3

# 解約払戻金を活用して資金準備ができます。



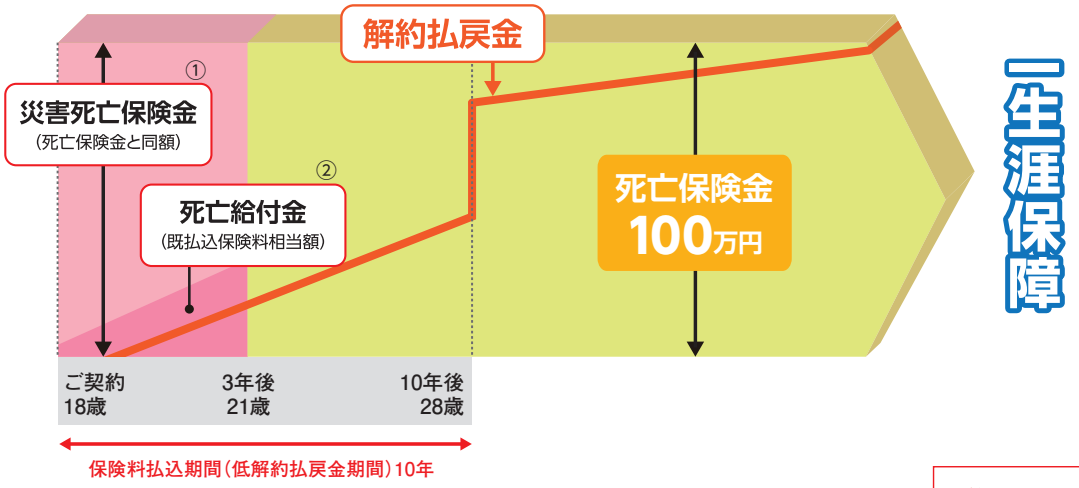

**掛け捨てではなく、将来のお金の備えもできる保険です。結婚資金、教育資金、不意の出費等にも活用できます。**

※解約すると以後の保障はなくなります。
※解約払戻金については、6ページの「Q&A」でご確認ください。

## 商品の仕組み図

みどりの終身 メモリアルⅢ forYouth（フォーユース）

**保険料払込期間 10年の例**　**契約年齢　満18歳～29歳**




- ご契約日から**3年以内に死亡された場合**は、次の通りお支払いします。
  - ① 災害で死亡された場合は**災害死亡保険金**（死亡保険金と同額）をお支払いします。
  - ② 病気で死亡された場合は**死亡給付金**（既払込保険料相当額）をお支払いします。
- ご契約日から3年経過後に死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。

ご契約内容とご契約の経過期間によっては、保険金額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

## 保険料払込期間は2つのコース（10年 20年）から選べます。

**死亡保険金 100万円**

| 保険料払込期間 | 契約年齢 | 保険期間 | 性別 | ご契約例 月払保険料 被保険者18歳 | 被保険者22歳 | 被保険者25歳 | 被保険者29歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10年 | 満18～29歳 | 終身 | 男性 | 8,482円 | 8,546円 | 8,595円 | 8,665円 |
| | | | 女性 | 8,306円 | 8,370円 | 8,419円 | 8,485円 |
| 20年 | 満18～29歳 | 終身 | 男性 | 4,263円 | 4,300円 | 4,331円 | 4,381円 |
| | | | 女性 | 4,151円 | 4,186円 | 4,214円 | 4,254円 |

# 月払保険料・解約払戻金例表(単位:円)

保険料払込期間 10年

保険金額 100万円

## 男 性

| 契約年齢 | 月払保険料 | 解約払戻金(単位:円) 経過年数 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 9年 | 10年(払込期間満了時) | 20年 | 30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18 | 8,482 | 30,251 | 95,862 | 161,834 | 227,653 | 293,892 | 563,468 | 902,954 | 920,750 | 938,583 |
| 19 | 8,499 | 30,372 | 96,104 | 162,198 | 228,105 | 294,451 | 564,552 | 904,699 | 922,556 | 940,307 |
| 20 | 8,515 | 30,490 | 96,340 | 162,558 | 228,564 | 295,027 | 565,649 | 906,454 | 924,361 | 942,017 |
| 21 | 8,531 | 30,606 | 96,579 | 162,919 | 229,037 | 295,622 | 566,757 | 908,219 | 926,164 | 943,713 |
| 22 | 8,546 | 30,728 | 96,823 | 163,287 | 229,525 | 296,237 | 567,872 | 909,991 | 927,962 | 945,394 |
| 23 | 8,562 | 30,852 | 97,071 | 163,660 | 230,025 | 296,865 | 568,992 | 911,769 | 929,755 | 947,052 |
| 24 | 8,578 | 30,978 | 97,323 | 164,045 | 230,539 | 297,505 | 570,114 | 913,553 | 931,543 | 948,690 |
| 25 | 8,595 | 31,106 | 97,587 | 164,444 | 231,065 | 298,155 | 571,237 | 915,344 | 933,322 | 950,320 |
| 26 | 8,612 | 31,244 | 97,863 | 164,857 | 231,603 | 298,808 | 572,363 | 917,141 | 935,090 | 951,950 |
| 27 | 8,629 | 31,385 | 98,146 | 165,276 | 232,136 | 299,454 | 573,490 | 918,944 | 936,844 | 953,574 |
| 28 | 8,647 | 31,529 | 98,427 | 165,701 | 232,672 | 300,100 | 574,620 | 920,750 | 938,583 | 955,173 |
| 29 | 8,665 | 31,669 | 98,714 | 166,127 | 233,205 | 300,740 | 575,749 | 922,556 | 940,307 | 956,730 |

## 女 性

| 契約年齢 | 月払保険料 | 解約払戻金(単位:円) 経過年数 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 9年 | 10年(払込期間満了時) | 20年 | 30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18 | 8,306 | 28,966 | 93,294 | 157,984 | 222,889 | 288,177 | 553,244 | 886,457 | 904,141 | 922,274 |
| 19 | 8,321 | 29,089 | 93,540 | 158,355 | 223,376 | 288,778 | 554,329 | 888,190 | 905,945 | 924,089 |
| 20 | 8,337 | 29,213 | 93,789 | 158,729 | 223,861 | 289,379 | 555,419 | 889,931 | 907,752 | 925,904 |
| 21 | 8,354 | 29,338 | 94,039 | 159,100 | 224,346 | 289,983 | 556,515 | 891,681 | 909,561 | 927,716 |
| 22 | 8,370 | 29,464 | 94,285 | 159,471 | 224,836 | 290,589 | 557,615 | 893,439 | 911,373 | 929,518 |
| 23 | 8,386 | 29,583 | 94,532 | 159,846 | 225,325 | 291,195 | 558,721 | 895,204 | 913,187 | 931,310 |
| 24 | 8,402 | 29,709 | 94,784 | 160,230 | 225,824 | 291,810 | 559,833 | 896,977 | 915,004 | 933,095 |
| 25 | 8,419 | 29,836 | 95,043 | 160,617 | 226,325 | 292,433 | 560,949 | 898,757 | 916,822 | 934,882 |
| 26 | 8,435 | 29,970 | 95,305 | 161,006 | 226,834 | 293,061 | 562,070 | 900,546 | 918,640 | 936,687 |
| 27 | 8,452 | 30,099 | 95,564 | 161,396 | 227,341 | 293,689 | 563,195 | 902,341 | 920,457 | 938,509 |
| 28 | 8,468 | 30,230 | 95,825 | 161,788 | 227,853 | 294,317 | 564,323 | 904,141 | 922,274 | 940,334 |
| 29 | 8,485 | 30,362 | 96,089 | 162,185 | 228,365 | 294,949 | 565,454 | 905,945 | 924,089 | 942,138 |

※ご契約内容とご契約の経過期間によっては、保険金額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

# 月払保険料・解約払戻金例表（単位:円）

保険料払込期間 20年

保険金額 100万円

## 男 性

| 契約年齢 | 月払保険料 | 解約払戻金（単位:円） 経過年数 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 10年 | 19年 | 払込期間満了時 20年 | 30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18 | 4,263 | 0 | 33,775 | 68,424 | 102,582 | 136,914 | 311,843 | 610,127 | 920,750 | 938,583 |
| 19 | 4,272 | 0 | 33,907 | 68,622 | 102,801 | 137,174 | 312,462 | 611,321 | 922,556 | 940,307 |
| 20 | 4,281 | 0 | 34,037 | 68,824 | 103,041 | 137,472 | 313,123 | 612,516 | 924,361 | 942,017 |
| 21 | 4,290 | 0 | 34,175 | 69,034 | 103,308 | 137,809 | 313,808 | 613,711 | 926,164 | 943,713 |
| 22 | 4,300 | 0 | 34,323 | 69,257 | 103,601 | 138,179 | 314,509 | 614,902 | 927,962 | 945,394 |
| 23 | 4,309 | 0 | 34,478 | 69,490 | 103,914 | 138,571 | 315,212 | 616,089 | 929,755 | 947,052 |
| 24 | 4,320 | 0 | 34,640 | 69,740 | 104,246 | 138,982 | 315,914 | 617,268 | 931,543 | 948,690 |
| 25 | 4,331 | 0 | 34,817 | 70,009 | 104,597 | 139,408 | 316,623 | 618,440 | 933,322 | 950,320 |
| 26 | 4,342 | 0 | 35,010 | 70,298 | 104,966 | 139,842 | 317,338 | 619,603 | 935,090 | 951,950 |
| 27 | 4,354 | 12 | 35,214 | 70,598 | 105,333 | 140,274 | 318,060 | 620,753 | 936,844 | 953,574 |
| 28 | 4,367 | 119 | 35,421 | 70,912 | 105,715 | 140,713 | 318,792 | 621,890 | 938,583 | 955,173 |
| 29 | 4,381 | 225 | 35,640 | 71,237 | 106,101 | 141,159 | 319,523 | 623,010 | 940,307 | 956,730 |

## 女 性

| 契約年齢 | 月払保険料 | 解約払戻金（単位:円） 経過年数 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 10年 | 19年 | 払込期間満了時 20年 | 30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18 | 4,151 | 0 | 32,204 | 66,074 | 99,933 | 133,974 | 306,944 | 599,339 | 904,141 | 922,274 |
| 19 | 4,160 | 0 | 32,340 | 66,280 | 100,196 | 134,290 | 307,550 | 600,533 | 905,945 | 924,089 |
| 20 | 4,168 | 0 | 32,479 | 66,488 | 100,457 | 134,604 | 308,165 | 601,728 | 907,752 | 925,904 |
| 21 | 4,177 | 0 | 32,619 | 66,693 | 100,715 | 134,924 | 308,783 | 602,925 | 909,561 | 927,716 |
| 22 | 4,186 | 0 | 32,755 | 66,900 | 100,983 | 135,248 | 309,411 | 604,122 | 911,373 | 929,518 |
| 23 | 4,195 | 0 | 32,893 | 67,111 | 101,250 | 135,572 | 310,043 | 605,321 | 913,187 | 931,310 |
| 24 | 4,204 | 0 | 33,039 | 67,336 | 101,532 | 135,911 | 310,689 | 606,520 | 915,004 | 933,095 |
| 25 | 4,214 | 0 | 33,194 | 67,565 | 101,819 | 136,263 | 311,345 | 607,720 | 916,822 | 934,882 |
| 26 | 4,223 | 0 | 33,352 | 67,800 | 102,119 | 136,624 | 312,012 | 608,920 | 918,640 | 936,687 |
| 27 | 4,233 | 0 | 33,508 | 68,035 | 102,416 | 136,984 | 312,677 | 610,117 | 920,457 | 938,509 |
| 28 | 4,243 | 0 | 33,669 | 68,276 | 102,721 | 137,350 | 313,347 | 611,312 | 922,274 | 940,334 |
| 29 | 4,254 | 0 | 33,834 | 68,524 | 103,030 | 137,721 | 314,012 | 612,506 | 924,089 | 942,138 |

※ご契約内容とご契約の経過期間によっては、保険金額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます（払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます）。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

# ご家族登録サービスについて

「安心のご家族登録サービス」とは、当社のご契約に関する情報を、ご契約者さまのご家族さまにも提供できるように、事前にご契約者さまよりそのご家族さまを指定・登録いただく制度です。

※お申し込みにあたっては「安心のご家族登録サービス」のご案内を確認ください。

## ご家族登録サービスについて



❶登録のご家族さま(2名まで)が、ご契約者さまに代わってご契約内容や手続き書類についてお問い合わせすることができます。

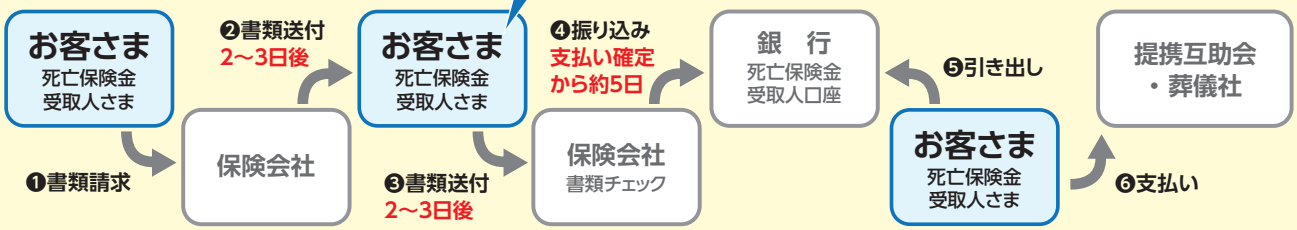
❷災害時など、みどり生命がご契約者さまと連絡が取れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの連絡先の確認を行います。ご契約者さまの連絡先が判明することで、ご契約者さまはみどり生命からの重要なご案内をお受け取りいただけます。

# ご葬儀費用充当サービスについて

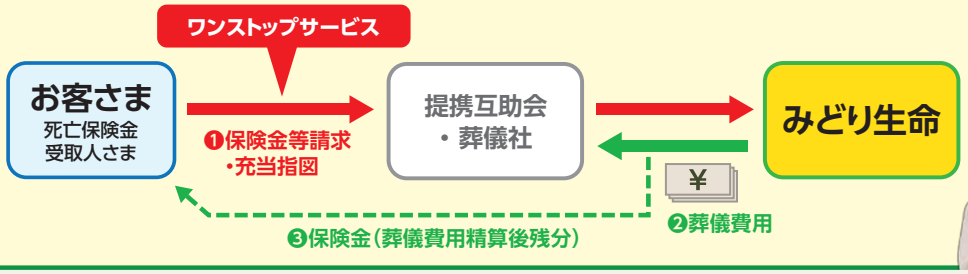
みどり生命ならご葬儀費用のお支払い時も安心です!




### 一般的な生命保険の場合…




### みどり生命の「ご葬儀費用充当サービス」を利用すると…




ご葬儀の際に提携葬儀社にて請求手続きを行えます!




「ご葬儀費用充当サービス」はご契約時にお決めいただく必要はなく、保険金支払事由が発生した際に死亡保険金受取人さまがお決めいただくものです。また従来通り死亡保険金受取人さまへお支払いする方法もございます。

## 〈ご注意ください〉ご契約者さまが75歳以上の場合の対応

ご契約者さまが75歳以上の場合、ご提案の内容を十分にご理解いただくために以下のお手続きをお願いしております。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ●「ご家族同席」とあわせて「安心のご家族登録サービス」のお申し込み
- ●「複数回面談」の実施と「安心のご家族登録サービス」のお申し込み
- ●「複数回面談」の実施と「ご家族同席」によるお申し込み
- ●「複数回面談」の実施と「みどり生命担当者の複数人面談」によるお申し込み

※「ご家族同席」は申込手続時のみで構いません。

# Q & A

## Q1 低解約払戻金期間とは何ですか？

解約払戻金が抑制される、保険料払込期間と同一の期間をいいます。
保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約払戻金を低く設定することで保険料を割安にしています。
低解約払戻金期間満了時の解約払戻金額は、払込保険料累計額の約 80%～ 90%になります。

## Q2 保険期間中に解約した場合、解約払戻金はありますか？

多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

## Q3 税務の取扱いについて教えてください。

税金は、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。下記にて確認ください。

| 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 税金の種類 |
|---|---|---|---|
| A（例：夫） | A（例：夫） | B（例：妻） | **相続税** |
| A（例：夫） | B（例：妻） | A（例：夫） | **所得税(一時所得)＋住民税** |
| A（例：夫） | B（例：妻） | C（例：子） | **贈与税** |

※一時所得の場合、特別控除（最大50万円）を適用し、課税対象は（解約払戻金 － 保険料総額 － 特別控除）× 1/2となります。

なお、契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

### ＜解約払戻金に対する課税＞

解約時に解約払戻金の額が払込保険料合計額を上回り、差益が生じた場合は、所得税（一時所得）と住民税の対象となります。

# 生命保険料控除を活用できます

生命保険料控除とは、1月1日から12月31日までの1年間に払い込んだ生命保険料の一定額を所得から差し引くことができる制度です。この控除を受けることで、課税所得が減少し、所得税や住民税の負担が軽減されます。



※受取人が「ご契約者本人」あるいは「配偶者」または「その他の親族」となっている契約が対象です。
※みどりの終身メモリアルIIIは、「一般生命保険料控除」の対象です。
生命保険料控除の詳細につきましては、みどり生命ホームページでご確認いただけます。
＊ホーム➡ご契約者さま➡生命保険料控除について
＊リンク先：https://midori-life.com/assured/seimeihokenryoukojo/

税務の取扱い等については、2026年9月現在の税制・関係法令等に基づくもので、今後取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務の取扱い等につきましては、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

# 契約概要

この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

## 保障内容について

保険金をお支払いする場合（支払事由）

| 保険金・給付金名称 | 保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由) |
|---|---|
| 災害死亡保険金 | 被保険者が契約日から起算して3年以内に次のいずれかに該当して死亡されたとき。<br>①責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、<br>その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき。<br>②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として、死亡されたとき。 |
| 死亡保険金 | 被保険者が契約日から起算して3年経過後に死亡されたとき。 |
| 死亡給付金 | 被保険者が契約日から起算して3年以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。 |

※「責任開始時」とは、申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいい、その責任開始時の属する日を「責任開始日（責任開始の日）」といいます。
またこの保険では、「責任開始日（責任開始の日）」の属する月の翌月1日を「契約日」としております。
保険金・給付金をお支払いできない場合（免責事由）については「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

## 商品名称・保険期間・契約年齢などについて

| 名称 | 保険期間 | 保険料払込期間 | 契約年齢 |
|---|---|---|---|
| 無選択型終身保険（低解約払戻金型）<br>愛称：for Youth（フォーユース） | 終身 | 10年・20年 | 満18歳～29歳 |

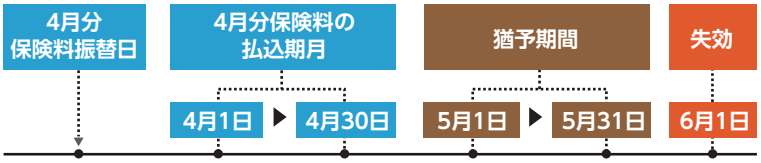
## 責任開始時について

お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、第1回保険料のお払い込みが完了した時から、当社は保険契約上の責任を負います。




## 保険料の払込方法と保険契約の失効について

●保険料のお払い込みは口座振替となります。
●第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
●払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。（失効）




## 特約と配当金について

特約・配当金はありません。

## 解約と払戻金について

●保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
●多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

## ご契約の際には、「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。十分にご確認のうえ、大切に保管してください。「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」記載事項の例 ●お申し込みの撤回について（クーリング・オフ制度） ●保険金をお支払いできない場合について ●解約と解約払戻金について ●各種変更手続き等について

### 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権は有りません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

**お取り扱い（募集代理店）**
商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。


（引受生命保険会社）みどり生命保険株式会社
〒110-0015 東京都台東区東上野3-18-7 上野駅前ビル
ホームページ https://midori-life.com/
生命保険のお手続きやご契約に関する照会先
お客さまサービスセンター（9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く）
0120-566-322